

平成15年11月2日
農林水産省消費・安全局

コイヘルペスウイルス病を疑うコイの確認について

1 経緯

- (1) 10月中旬頃から霞ヶ浦のコイ養殖において、コイのへい死が見られたため、茨城県内水面試験場において、へい死原因について調査していたところである。
- (2) 茨城県内水面試験場では、コイヘルペスウイルス病の可能性も否定できないとされたことから、(独)水産総合研究センター養殖研究所においてコイヘルペスウイルスのPCR検査を行ったところ、10月31日、8尾中6尾からコイヘルペスウイルスの陽性反応が見られた。
- (3) 11月1日に農林水産省と茨城県が現地調査したところ、コイヘルペスウイルス病の可能性が高いと判断されるに至ったので、本日、茨城県において、霞ヶ浦及び北浦におけるコイの養殖業者に対し、コイの活魚及び生鮮魚を、当分の間、出荷することを自粛するよう協力を要請した。

2 今後の対応

- (1) 今週中に、確定診断及びまん延防止措置について検討するため、専門家による技術検討会を開催する予定である。
- (2) 茨城県では、今後、持続的養殖生産確保法に基づき、立入検査を実施し、
養殖コイの移動禁止
へい死したコイの焼却又は埋却
等の措置を検討することとなる。

3 その他

本病はコイ以外の魚は感染しない。

また、人に感染することはないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はない。

今後、報道機関の皆様には、発生状況や防疫対策の進捗状況について、適時適切な情報提供に努めることとしますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう御協力をお願いいたします。

参考：[コイヘルペスウイルス病とは](#)

連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課
魚類安全室長 木實谷浩史
電話：03-3502-8111(内線3180)
直通：03-3502-8098

コイヘルペスウイルス病とは

- | | |
|-----------|---|
| 1 原因(病原体) | KHV(Koi herpesvirus)と呼ばれるウイルス |
| 2 感受性魚種 | コイ(マゴイ及びニシキゴイ) |
| 3 症状 | 行動緩慢、摂餌不良になるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらんなどが見られ、死亡率が高い。 |
| 4 感染経路 | コイヘルペスウイルス病に感染したコイ(マゴイ又はニシキゴイ)との接触により感染する。 |
| 5 潜伏期間 | 2～3週間とされている。 |
| 6 発生状況 | |
| (1) 外国 | イスラエル、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、米国、インドネシア及び台湾 |
| (2) 国内 | これまで我が国での発生はない。 |
| 7 診断法 | 培養細胞によるウイルス検査およびPCR検査
* PCR検査・・・遺伝子診断法：病原体の特異的遺伝子を検出する方法 |
| 8 治療法 | 現在のところ治療法はない。 |
| 9 その他 | コイ特有の病気であって、コイ以外の魚や人への感染はない。 |

本病は、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)における特定疾病に指定されており、発生した場合は、同法に基づく、まん延防止措置(移動制限、焼却等)の対象となる。